

**住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する修正案**  
**骨子（案）（未定稿）**  
**【仮放免一般に広げる案】**

○ 住民基本台帳法の適用対象の拡充（第30条の45関係）

住民基本台帳法の適用対象に、日本国籍を有しない者のうち出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により仮放免された者であって、仮放免された日【別案：その者が上陸した日】から（P）3月を経過したものを加えるものとすること。

※ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（閣法・法務委員会で審議中）の附則に経過措置の規定を置くことについて

○ 施行日前に旧外国人登録法の規定による登録を受けた者であって不法滞在のもの（オーバーステイ）に係る外国人登録原票及び外国人登録証明書については、旧外国人登録法の規定は、第4条の規定の施行後も、当分の間、その効力を有するものとすること。

（趣旨）

不法滞在でありながら外国人登録を受けている外国人が約2万人存在する。外国人登録法が廃止されることによって、外国人登録原票にも住民基本台帳にも記載されなくなるという事態を、当分の間に限定して防止したい。